

諮問庁：国立大学法人名古屋大学

諮問日：平成26年12月25日（平成26年（独情）諮問第102号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独情）答申第94号）

事件名：贈与等報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

贈与等報告書全て（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、平成22年度第1四半期ないし平成26年度第2四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年10月31日付け名大総第183号による一部開示決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 平成20年度以前に行われた贈与等に係る贈与等報告書は、法人文書の保存期間を超過していても廃棄されていないものは存在するはずである。

イ 平成21年度に行われた贈与等に係る贈与等報告書は、当該年度における贈与等が全くないとは考えられないため、存在するはずである。また、贈与等があっても、仮に贈与等報告書が単に作成されていないだけであれば作成した上で開示すべきである。

ウ 報告者の印影は、公になるというだけでは直ちに偽造・悪用され、当該報告者の権利利益を侵害するなどという具体的なおそれはない。

エ 報告者が受けた贈与等が金銭による場合の価額は、個人に関する情報に該当しない。また、たとえ、該当したとしても、法5条1号ただし書イロハ全てに該当する。

オ 貴学および貴学以外の法人、企業等及び行政機関の連絡先のうち、対外的に公表されていない特定部署への直通電話や直通FAXは、た

だ公開になるというだけでは、本来想定されていない形式での問い合わせや連絡等に利用されるおそれがあるとまでは認められず、たとえそのような問い合わせや連絡があったとしても業務として真摯に対応すべきであるから、法5条2号イにも4号柱書きにもともに該当せず、たとえ該当したとしても、同条2号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

カ 報告者が貴学役職員の職務として分任されている行為に係る贈与等に係る対象文書は、いずれも法5条1号に該当する部分がない。

また、たとえ、該当する部分があったとしても、法5条1号ただし書イロハ全てに該当する。

キ 報告者が貴学職員としての職務外で受けた贈与等に係る対象文書とされる文書については、そもそも贈与等報告書は職務に由来して贈与等を得た際に提出することになっている書類であって、全て職務に由来すると考えるべきであり、個人に関する情報とは認められない。また、たとえ、認められたとしても、法5条1号ただし書イロハ全てに該当する。

ク 同一の報告者によって同時に提出された複数件の贈与等報告書は、いずれの場合であれ、職務性に由来して獲得した対価・報酬であり、個人に関する情報に該当せず、また、たとえ、該当したとしても、法5条1号ただし書イロハ全てに該当する。

ケ したがって、非開示部分は全てを開示すべきである。

(2) 意見書1

ア まず、本件の開示請求は、贈与等報告書のみであったが、贈与等報告書の添付文書・関連文書として依頼文や講演案内文等が考えられる。そちらには当然に贈与等報告書に記述されていない情報が数多記載されており、本件異議申立ての答申に多大な影響を及ぼしかねない情報も含まれるであろうから、本件開示文書の添付文書・関連文書等も御参照になりながら、審議を進めていただきたい（添付資料1）。

処分庁は異議申立てが開示文書に目を通す前になされたことを問題視しているとも受け取れる書き方をしているが、法人文書開示決定通知書には、異議申立てするに十分であると判断するに足る記載があったのである。

イ 処分庁は、法の規定に基づく開示請求に対して、法人文書開示決定通知書によって部分開示の決定をした。その決定処分に対して異議申立人が開示実施申出書および開示実施手数料とともに異議申立書を同封して提出したところ、処分庁は、異議申立てを受けて再度開示文書を確認したならば、複数ある非開示情報のうち法5条2号ただし書イ及

び4号柱書きに該当すると判断した部分が何と全て対外的に公開されている情報であると判明したため、一転、開示となった、との旨の文書を開示された法人文書とともに送付したのである（添付資料2ないし添付資料4）。無論、そのとおりに当該部分は黒塗りではなく公開になっていた。

ゆえに、情報公開が事実上の原則非公開であることが明るみに出た。

そして、贈与等の金額は、出席者の推計が根拠となっていたり、報告者に口頭で確認したり、ましてや、不明となっていたりするものは法人文書管理が不適切であると言わざるを得ない。

ウ 不存在とされた法人文書について

(ア) 申告漏れという不作為または誤廃棄という作為によって、処分庁において規則として作成・取得・保存しておくことが義務付けられていて本来存在するはずの文書が存在しなくなっている場合には、対象文書を探索したことと同様に、対象文書は初めて又は改めて提出させて開示すべきである。法人文書として本来作成・取得されていたはずの文書で実際には申告漏れ等で作成されなかったと見受けられた文書や、法人文書として適正に保存管理されていなかったため不存在とされたと見受けられた文書は、次に示す実施機関同様に、本来作成・取得すべきで、あった文書を作成・取得して開示すべきである。そうでなければ、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の1条にも反する。

(イ) 法の規定で他の実施機関と定められている特定独立行政法人Gの総長が提出することになっている贈与等報告書は、情報公開請求を受けて急遽、作成されたものである（添付資料5及び添付資料6）。同様に未提出分あるいは廃棄した分は提出させて開示すべきである。

異議申立人が少しばかり調査しただけで、贈与等があったと十分に推認できる案件をこれだけ確認した（添付資料7ないし添付資料30）。処分庁は、少なくとも、これら全てについて全員が全く、贈与等報告書の提出が義務付けられている贈与等を受けなかったと証明すべきである。

（中略）

本事件は、利益相反が研究の公正の脅威となることをあらためて示した。わが国の医学会及び行政には、産学連携が内包する利益相反の危険性を軽視してきたことを反省し、これを機に徹底した再発防止策をとることが求められているというべきである。と手厳しく批判されている。本件開示請求の贈与等報告書は、まさに利益相反関係を示す情報そのものであるうえに、金銭による贈与等は全て価額を非開示とされている。

少なくとも、処分庁は、不開示決定の対象情報および紛失の経緯と当時の文書の管理体制と責任者とを明らかにして公文書管理法や法の各1条で規定する目的を十分に全うすべきである。

(ウ) この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(エ) さらに、他の独立行政法人や行政機関といった情報公開実施機関では、過去から現在に至るまで情報の隠蔽や意図的な廃棄や誤廃棄が多発している。具体的には、情報公開の専門家による法律書やジャーナリスト・市民活動家や市民団体による書籍で公になっているだけでなく（添付資料32）、異議申立人自身も繰り返し経験してきたことである。異議申立て自体に留まらず、異議申立て手続き等の、異議申立て前のやり取りの中で非開示部分を開示したこともあった。実施機関が異議申立てを受けて情報公開審査会に諮問する前だけではなく、実施機関が異議申立書を受領する前に異議申立人が異議申立書送付前の問い合わせしたことで非開示部分を開示したこともあったのである。そのような事例でも、答申同様に、しかるべきところに報告し、インターネットや情報公開担当部局においても事実を事実として公開すべきである。非開示を一転して開示決定にした理由とは、たんに文書があると思われる書庫にまで立ち入らなかつたり、実施機関自らがインターネット上で公にしている情報を非開示部分に該当するとしてよく確認もせず原則不開示と決定したりしているためである。

(オ) (中略)

(カ) また、処分庁は、本件情報公開請求の対象情報が保存を義務付けられていないと主張するが、たとえば、保存期間が満了していたとしても、法人文書として保有していれば法の対象となる。

(中略)

(キ) 本件の法人文書は、報告者が私的な関係に基づいて中元を得た場合等が含まれていると処分庁によって主張されている。しかし、処分庁は、何を「私的な関係」と主張しているのか具体的に明言せず、誰からの贈与等を「私的な関係」に基づく贈与等なのか特定していない。たとえば、恋人からの指輪や幼馴染からの結婚祝い为例示できる。対して、昇進祝い等は報告者の職務遂行に対する処分庁からの評価を称えて贈与するものであるから職務遂行に関する情報に当たる。小中学校の友人からの贈り物のうち、贈与を得た職員が医学者や薬学者であり友人が製薬会社の職員であるといった場合は、添付資料48のとおり、私的な関係ではなく職務遂行上の関係である。

中元や暑中見舞いや歳暮といった贈り物は、職務に由来して贈り主と受け取り側との関係が発生して、毎年、贈られてくるものもある。その文化慣習の社会において、平成21年度には誰もどこからも贈り物を貰わなかったにも関わらず、突知として平成22年度以降複数の役員および管理職員たちが様々な事業者たちから毎年、中元ギフト等を受け取ることになったという弁解は酷く不合理である。そして、何よりも、平成21年度に贈与等報告書の提出がなかったという論拠が、現に存在しないからだとは、不開示理由たりえず、法人文書管理が不適切に行われておることの証左であり、公文書管理法1条目的にも明確に反する。

ここまで客観的な事実として、情報公開諸法の対象となる現存する文書で非開示決定が覆ったことがあり、請求内容が教育・研究・医療・工業の根幹にかかわる重大な情報であるのだから、本件の原処分に対しても、厳正にメスを入れていただきたい。

エ 部分開示された法人文書について

(ア) 同一の報告者によって同時に提出された複数件の贈与等報告書において、氏名、所属等が1枚目のみに記載されていて処分庁によって職務分任贈与と主張される贈与と処分庁によっても職務遂行にかかると認められた贈与とを分離して開示できない贈与等報告書は、原処分を追認してしまっただけでは、情報公開請求に対して贈与等報告書を非開示とせんがために、わざと複数の贈与等を一括で報告したうえで、そのうちの少なくとも1つを職務遂行に係るとはいえないと主張したり、職務遂行に係るといえる贈与等報告に少なくとも1つだけ職務遂行に係らない贈与等報告を混ぜたりすることで、恣意的に情報を隠蔽することが正当化されてしまう。贈与等の報告には、贈与を受けてから一定の期間内に行なうこととされていても、贈与する側の事業者等に贈与時期・日時を指定することは可能である。

たとえば、贈与の先延ばしであったり、先払いか後払いかであったり、分割払いであったり、後で複数の贈与を一括で受け取る場合等である。後で複数の贈与を一括で受け取る場合には、報告者又は事業者は、処分庁によって職務遂行に係ると認められる場合と認められない場合とを合算することも考えられる。名古屋大学役員及び職員倫理規程（以下「名古屋大学倫理規程」という。）（添付資料43）13条によれば、「1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、別記様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者（16条に定める倫理監督者をいう。）に提出しなければならない。」とある。いずれの四半期も3ヶ月間も有り、かつ、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内であれば、報告者が自由に贈与等報告書の提出時期を選択することができるのである。そして、たとえ個人識別情報が妥当な理由とされたとしても、一括で提出した場合には、原則公開の観点からも、プライバシーを放棄したとみなすべきである。仮に贈与等報告書の記載に、ただし書に当たらない個人識別情報が存在するとして、原処分の非開示を妥当と判断してしまえば、外部からのチェックを掻い潜ることができてしまうだけでなく、法治主義・法の支配を否定し徳治主義・人の支配を妥当と答申することになる。

- (イ) 処分庁が理由説明書で外務省職員の贈与等報告書に関する答申を援用していることで認めているとおり、情報公開請求に対する公開の適否は、各実施機関が設定した閲覧規則には拘束されない。実際に、平成15年度（行情）答申第592号（添付資料44）によれば、「自衛隊員倫理法の立法過程で作成された資料によれば、価額が2万円を超える場合には何人でも閲覧することができることとしているのは、国民の公務に対する信頼を確保するためには、社会通念から見て高額と思われる部分について閲覧に供すれば十分であり、また、贈与等報告書のすべてを閲覧に供することとした場合、その事務量が膨大なものとなることから、防衛庁長官等に過大な負担をかけないようにするためであるとされている。これは、同法に基づく閲覧制度についての考え方であって、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断が、必ずしもこれに拘束されるものではなく、本件対象文書が自衛隊員倫理法上閲覧対象から除かれているとしても、情報公開法に基づく開示請求があった場合、当然に不開示とすべきものであるとは認められない。」や平成21年度（行情）答申第3号（添付資料45）によれば、「国家公務員

倫理法の立法過程で作成された資料によれば、価額が2万円を超える場合には何人でも閲覧することができることとしているのは、国民の公務に対する信頼を確保するためには、社会通念から見て高額と思われる部分について閲覧に供すれば十分であり、また、贈与等報告書のすべてを閲覧に供することとした場合、その事務量が膨大なものとなることから、各省各庁の長等に過大な負担をかけないようにするためであるとされている。これは、同法に基づく閲覧制度についての考え方で、あって、法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断が、必ずしもこれに拘束されるものではなく、本件対象文書が国家公務員倫理法上閲覧対象から除かれているとしても、法に基づく開示請求があった場合、当然に不開示とすべきものであるとは認められない。」とあるのである。それにとどまらず、国家公務員倫理審査会が公開している文書によれば（添付資料46及び添付資料47）、贈与をした側が利害関係者であれ利害関係者でなかれ、シンポジウム、セミナー、レセプション、会議、講演会、フォーラム、研究会、公演、ミュージカル内覧会、野外フェスティバル、チャリティーコンサートへの出席は、当該職員が招待されて職務として出席すると明記されており、金銭を得ても個人に対する財産上の利益の供与には当たらないと明記されているから、個人識別情報に当たらないか、または当たったとしても職務遂行情報にあたる。したがって、価額を含めて全て開示すべきである。同じく、国家公務員倫理審査会が公開している「利害関係者の範囲」という文書によれば（添付資料48）、同期一同からの香典は、民間企業に再就職して利害関係者となった者からであれ利害関係者でない者からであれ、採用同期という職務との一定の関係があると認められるものの、贈与する理由が採用同期という個人的動機に基づいているから、民間企業の利益のためにする行為ではないと明示してある。しかし、ただし書として「ただし、贈り主の名前に利害関係者である民間企業における役職名等が付されている場合は、この限りではない。」と明記されている。そして、利害関係者からであれ利害関係にない者からであれ、職務と一定の関係があると処分庁によっても認められたものの職務遂行に係るとは認められなかった場合であれ、その他の場合であれ、本件対象文書には、贈与等をした側の名前とともに役職名等が明記されているのだから、価額や贈与者の氏名も個人的な情報には当たらず、職務の遂行に係る情報に該当するから、全部開示すべきである。

(ウ) さらに、処分庁によって援用された当該答申部分は、外務省職員が外国や国際機関から招待券等を贈与された件に関する贈与等報告

書の開示の当否に対する判断である。当該答申において贈与等報告書を提出した外務省職員は外務公務員法に規定される外務公務員であるのに対して、原処分における贈与等報告書を提出した処分庁職員は国立大学法人の教育公務員である。なお、教育公務員は、地方公務員にとどまらず、文部省通達や大学教員の著作等によっても、国立大学の教員を含むとされている（添付資料49ないし添付資料52）。

- (エ) そして、平成21年度（行情）答申第3号によれば、当該答申における処分庁に当たる外務省は、p18で「招待券の贈与について（分類D1，D2）勤務時間外に開催されたと推認される各種公演等の招待券については、公演等への出席の事実は報告者の私生活にかかわる情報であり、報告者の個人識別情報は法5条1号ただし書イに該当しない。」として個人識別情報であり、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと主張し、またp19で「招待券等の贈与（分類D2）外国・国際機関等による贈与のうち、招待券等、贈与を受けた者が勤務時間外に利用することを念頭に贈与されたものは、その事実が公にされることを前提として贈与されたものではないから、これに反し、当該贈与を行った外国・国際機関等が特定されると、当該国・国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがある。したがって、これらの特定につながる情報は法5条3号に該当する。」として「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」であると主張した。対して、本件では、非開示理由が個人識別情報であると主張されているだけで、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を含んでいないのである。ゆえに、そのまま本件の贈与等に当該答申を適用することはできない。
- (オ) 平成21年度（行情）答申第3号を答申した当時の貴審査会は、外務公務員という性質から、外国、国際機関からの贈与とその他からの贈与とを大別したうえで、外務省によって日本国憲法21条の保障する報道の自由という正当な利益を侵害するおそれがあると補充理由説明書において主張されたことを受けて、外国、国際機関から以外の贈与を報道機関からの贈与と、外国、国際機関でも報道機関でもともにない一般事業者や特定の団体からの贈与とにさらに分

割して細分化したものである。

(カ) ゆえに、外務省職員という外務公務員の贈与等報告書は、外国、国際機関からの贈与等という職務遂行に係る贈与等と報道機関からの贈与等とその他の一般事業者、特定団体からの贈与等とに分類し、名古屋大学の教職員のうち名古屋大学の意思決定の中枢に参画する役員及び管理職員という教育公務員の贈与等報告書は、教育関連機関、研究関連機関からの贈与等という職務遂行に係る贈与等と報道機関からの贈与等とその他の一般事業者、特定団体からの贈与等とに分類したうえで開示非開示の是非を決定すべきである。

(キ) 答申でも示され処分庁が引用を控えた「D2には、外国及び国際機関による招待券等の贈与に係る贈与等報告書が分類されており」、「D2に分類される贈与等報告書は、いずれも、コンサート、演劇等に係る招待券の贈与について報告されたものと認められ」、当該答申でも示され処分庁も諮問理由説明書で援用したとおり、「これらの招待券は、外務省職員である報告者に贈与されたものであり、当該贈与は職務と一定の関係を有するものと認められる」とある。この一定の関係とは、贈与等報告者の職務が外国や国際機関との交際であるという意味である。対して、本件開示請求の贈与における一定の関係とは、本件開示請求に係る贈与等報告者全員の職務の性質から、外交ではなく、教育および研究である。そして、附属病院院長や総長は医師であることから、それらの報告者は教育、研究に加えて臨床や創薬も職務である。そして、その臨床を研究することも職務遂行のために必要不可欠であり、臨床や創薬や新技術開発といった実践やそれらの研究成果を還元したりする職務が教育である。

(ク) 大学は教育機関であるとともに研究機関でもある。そして、日本国憲法21条の保障する報道の自由は基本的人権であり普遍であるから、本件の贈与等報告書は、別表のとおりに分類すべきである。

教育関係機関・研究機関からの贈与（医療や自動車工業など職務と一定の関係を有する機関からの贈与を含む）、報道機関からの贈与、その他一般事業者や特定の団体からの贈与（外国、国際機関からの贈与を含む）とに分類すべきである。

職務と一定の関係があるということは、当該職員がその分任する職務を遂行することによって贈与する側の事業者等に知られるのであるから、職務遂行に関する情報に当たる。

産学官連携と聞こえのいいことを言っても、癒着の正当化にはならない。

（中略）

(ケ) また、招待券は、貰ったというだけでは出席したことにはならな

い。当該コンサート、演劇等への出欠簿を開示請求したわけではない。あくまで贈与記録である。たとえば、金券ショップに売却したりネットオークションに出品したりするなどして換金することは十分に可能であり、かつ、金券ショップがチェーン展開され、企業がネットオークションを主催して主婦でも出品が容易であるなど、簡単に手早く換金することができる。

一般に、スポーツ試合において、観客席はテレビで放送されても観客の顔や全身は個人識別情報であるにもかかわらずモザイク処理等をされずに公になっている。観客の顔をアップで放送する場合も同様である。これらのことと、当該役員および管理職員の職務性から、たとえスポーツ試合等に出席していたとしてもその事実は公になっている情報に該当する。

開示文書に「チケット及び飲食」や「チケット（飲食込）」などと記載されているとおり、その場で職務遂行に係る取材を受けたり、その行為自体が職務としての接待に当たったりするから、職務遂行情報に当たり開示すべきである。接待とは、職務を円滑に遂行することを目的としているので、接待自体が職務遂行に係る情報に該当するから、開示すべきである。接待は、勤務時間中とは限らず、むしろ、休暇中に行なわれるのが一般的であるが、接待は職務上の便宜を図ることや職務を一体感をもって行えるようにすることが目的なのである。

(コ) 異議申立人が処分庁の元関係者に取材したこと及び開示された文書によれば、特定事業者 A 系列の事業者から処分庁は大変な贈与等を受けてきたことがわかる。特定事業者 A が名古屋市に主たる事務所を置き愛知県内に本社を置く大企業であり（添付資料 5 6）、処分庁が日本という中央集権国家における名古屋という大都市の国立大学であることから癒着は主権者によって監視すべきである。

（中略）なお、他の独立行政法人や地方独立行政法人は、営利企業の担当者や連絡先メールアドレスや書類番号まで情報公開請求で開示している（添付資料 6 8、添付資料 6 9 及び添付資料 1）。

(サ) 日本弁護士連合会は、弁護士が弁護士法によって義務的に加入することになる団体であり、国家ではなく当該連合会自体が懲戒権を持っており、当該連合会による弁護士の懲戒処分を国が「官報」に公告として掲載して公開しているまでに公的な性質が強い。弁護士会に関係する内容は価額も含めて全て公開するべきである。

(シ) 「贈与等を金銭により受けた場合の価額について当該部分については、職務分任贈与等におけるもののみ不開示としている。」とあるが、贈与等が金銭による贈与等報告書は、価額が全て非開示であ

った。金銭による贈与等は全て職務分任贈与等であると認めているならば、なおのこと職務遂行情報として開示すべきである。

(ス) 宿泊代は、交通費同様に旅費に含まれるので、交通費同様に公になっている情報に該当する。さらに、「新版 国家公務員倫理教本」によれば（添付資料70）、利害関係者と旅行をしてはならないとあるが、公務のための旅行ならOKと書かれているから、職務遂行情報として開示すべきである。

(セ) たとえば、平成24年10月1日提出；同年9月1日に贈与等を受けた総長の贈与等報告書によれば、「規定第3条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）」の欄において、「総長」と「特定理事E」との間に黒塗り箇所がある。これは、明らかに他の報告者の苗字または総長の役職名である。他の報告者の苗字であれば、総長と特定理事E同様に開示に値する情報に当たる。ただその1人だけ苗字を明かさなかった理由を示すべきである。ゆえに、いずれにせよ、当然全部開示すべきである。

また、たとえば、平成24年10月19日提出：特定理事Fの同月18日に贈与等を受けた贈与等報告書は、先方からの提示額とあるから、贈与を受ける前に報告書を提出したのではないか。また、対象者が一般市民であり、当該開示文書の記載内容からもインターネット上で公になっている当該講演の情報からも、国民の関心が強い原子力に関する講演に対する贈与であり、公になっている情報といえる（添付資料71及び添付資料72）。

(ソ) 当該答申では、個人の権利利益を侵害するおそれとともに、当該外国・国際機関からの信頼を失墜させて信頼関係を破綻させるおそれがあると外務省によって主張されたものである。

贈与等の報告者に当たる外務省職員の職務の遂行に係る情報に該当するか否かを判断するために、当該分類が外務省職員という外務公務員が分掌する職務の性質ゆえに生起された分類であることから、国立大学法人名古屋大学教員という教育公務員のうち、その役員及び管理職の地位にある職員が提出する贈与等報告書の開示・非開示の決定・判断に対して直ちに準用することはできない。その他の贈与の極一部についての開示非開示の基準を職務と一定の関係がある贈与についての開示非開示の基準として代替させることは、極めて不合理であり牽強付会である。

当該答申は、教育や研究を職務とする職員への招待券等に関する贈与等報告書の判断など示していない。名古屋大学は、外交官養成

学校ではないのである。

(タ) 報道の自由における取材源の秘匿は、取材の第三者が脅迫等の暴力行為によって取材者側から情報元を開示させることを禁止している特権であって、情報公開諸法の規定による開示請求者が、情報公開諸法の規定によって、取材を受けた側から記者の氏名を開示することを禁止した特権ではない。報道の自由という崇高な概念は、国民に意思決定の判断材料を提供する第四の権力とされるマス・メディアと、国家社会の成員たる国民を養成し研究成果を社会に還元して国民生活の維持向上を図る機関との癒着を正当化する道具に貶めてはならない。記者は、新聞であれ雑誌であれ、記事に氏名を付記することが広く一般に行われているため、贈与等をした個人も、たとえ報道関係者であれ、名前を公開すべきである。印影の部分でも述べるが、記載されている名前が苗字だけであれば、個人識別情報とは言い切れない。たとえばたとえ、個人識別情報としての性質は、裁判でも、同じ機関に同姓の人物が複数存在する場合には、氏名だけが判明しでも当該人物を特定したことにはならないと判示されるはずである。当該苗字の人物がその所属機関にその贈与等をした際にただ一人だけしか存在しなかったと確認できた場合にのみ特定することが可能となるのである。さらに、具体的な取材内容は、報道機関の贈与者の苗字を公開しただけでは公の情報と照合しても不明のままである。情報公開が裁判と異なる点は、原則が、「疑わしきは被告人の利益に」ではなく、「原則公開」であるということである。

(チ) (中略)

なお、平成14年度(行情)答申第240号(添付資料85)及び平成15年度(行情)答申第592号は処分庁が援用した答申書に引用されている。

処分庁は、答申だけではなく、倫理規程までも不都合なところを隠して引用している。

部分開示された贈与等報告書の開示部分を見るに、名古屋大学倫理規程13条に規定される役員及び管理職の地位にある職員の氏名は、公になっている情報にあたる。

(ツ) 価額について、たとえば、埼玉県から開示された行政文書によれば、贈与等の金額が職務の性質によって階級・階層ごとに分類されており、大学教授は最上級ランクであり、病院長も最上級ランクとされている(添付資料86)。埼玉県の情報公開担当によれば、公的性質が強く職務遂行に係る情報に該当するから価額まで開示するとのことである。贈与した側が情報公開条例によって公開している

のであるから、法令によって公になっているか、または、公になることが予定されている情報に当たる。このとおり、中央、地方を問わず、価額まで含めて主権者からの監視の目を行政に行き届かせておくべきである。ゆえに、開示すべきである。なお、その基準によれば、交通費等も謝金に含むとある。この「等」には当然、宿泊費も含まれるものである。高知県でも同様の判断に基づいて贈与等報告書が宿泊費も含めて公開になっている（添付資料 87）。さらに、地方独立行政法人静岡県立病院機構は贈与等報告書を全部開示した（添付資料 88）。そして、福島県病院事業管理者は営利企業等の従事許可申請書を全部開示した（添付資料 89）。なお、福島県の情報公開担当者によれば、福島県には、贈与等報告書という公文書は存在せず、営利企業等の従事許可申請書が贈与等報告書に相当する公文書であるとのことであった。

(テ) 外国の公務員は、法に規定される公務員等を含むから、外国の国家大学教授・国立大学教授・大使館関係者・領事館関係者等や外国の州の公務員も氏名を開示すべきである。

特定事業者 B や特定事業者 C や電力会社なども公的な性質が非常に強く、静岡大学や千葉大学等は国立大学であり、公立の高等学校等も開示文書中に見られるが、これらも当然、国家や社会という共同体における成員たる国民を養成する機関であるから、主権者に多大な影響を及ぼす公的機関と認めて最大限の開示を行なうべきである。なお、韓国と日本とは、ともに、中央集権国家であるにもかかわらず地方の自治体が国家に先行して情報公開法を制定して実施しており、知る権利を憲法において明文化しておらず、日本は私学を法の情報公開対象機関に含めていないこととは好対照に、韓国は政府の出資比率に関わらず、学校法人であれば私学をも情報公開請求の対象としている（添付文書 90）。文部科学省によると、教育とは、国家や社会の形成者たる国民を育成することである。その役割を担う教員の贈与について監視し批判することは国民主権の原理にも適う。

(ト) 特定個人の私邸の名称および住所とされる情報は、一律に非開示とすべきではない。たとえば、医師が自宅で開業している場合にその医療機関の建物の名称や住所は、たとえ私邸であったとしても、公になっている情報に当たるため、開示すべきである。上記のたとえばでは、処分庁の総長が医師であるために医師を例示したが、料亭などの食事処を住居に兼ねることは一般に広く行われていることであるから、自宅で自営業をしている場合も建物の名称および住所は、公になっている情報に当たるため開示すべきである。

(ナ) 印影は、氏名ではなく苗字のみを図案化したものであって個人識別情報としての性質は氏名自体よりも格段に弱まるうえに、処分庁自身が援用した平成21年度（行情）答申第3号によれば、「当該印影は、特定大学の研究所長が、発出文書が真正なものであることを証明するために押印したものであって、一定の認証的機能を果たしているものと言うことはできるとしても、金融機関に対する届出印のように、印影の偽造による重要書類の偽造を容易にし、当該法人の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるとまでは認められず、法5条2号イに該当すると認めることもできない。」とあり、開示すべきという判断が出ている。そして、一般に、贈与等報告書の印影は、認印であって、実印ではない。実印登録された印影ではなく、市販されている印影なのである。銀行・証券会社・投信会社・FX会社などの金融機関で口座開設をするときに押印し登録する印鑑（届出印、お届け印、銀行印などと呼ばれる）または役所で印鑑登録をしたハンコすなわち実印を贈与等報告書に押捺することは、社会通念上も考えられない。現に、異議申立人が本件の異議申立書に使用した印影と同一の印影が、本件の異議申立書を処分庁に郵送した後で特定独立行政法人Hから法の規定によって開示を受けた複数の法人文書に押捺してあったことまでである（添付資料91）。これは、一般に、市民であれ役人であれ、人は量産され市販された認印を使用しているからである。（中略）

(二)（中略）

どのようなハンコであってもただその職員の苗字が彫られたハンコであれば認証が可能でありサインでさえ認められるということになっている証左であり、氏名を開示した以上、原則公開の観点からも印影まで開示することは不可欠である。ゆえに、印影も全て開示すべきである。

(ヌ) くわえて、贈与等報告書を提出することは、名古屋大学倫理規程13条（中略）で規定されており、その「次条に定める報酬」が「（報酬）第14条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。」（中略）と規定されており、「利害関係者」が「（利害関係者）第4条 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。」（中略）と規定されているので、職務遂行に係る情報に該当するから、少なくとも利害関係者からの贈与等は価額まで全て開示すべきである。なお、今回、開示になった複数の贈与等報告書において利害関係者か否かの判断が二転三転していたり、最後まで利害関係者か否かが判断されていなかったりす

るものが認められた。原則公開からも、そのような文書は、利害関係の有無の判断を俟たず、利害関係にあると判断された文書同様に価額や贈与者の氏名まで含めて全部開示すべきである。

- (ネ) そもそも、贈与等報告書を提出すること自体が、名古屋大学倫理規程によって役員および管理職員のみに分任された職務であるので、職務の遂行に係る情報に該当する。そして、16条「役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、本学に倫理監督者及び倫理管理者を置く。2 倫理監督者は、総長とし、倫理管理者は、理事又は副総長のうちから総長が指名する者をもって充てる。」とあるのであるから、贈与等報告書の提出は、報告者の職務であるだけでなく、倫理監督者および倫理管理者の職務遂行そのものである。

また、本件は、贈与金が何に使用されたのかと示す領収書を開示請求したわけではないのであるから、公的な金額である。たとえ贈与等の金額は個人の情報に該当しても、ただし書全てに該当し開示すべき情報に当たる。何に使ったのかまでは不明であるから、個人識別情報による不開示は違法である。少なくとも、静岡県や福島県は贈与等報告書・営利企業等への従事許可申請書を贈与等の価額まで含めて静岡県情報公開条例や福島県情報公開条例の各規定により全部公開しているから、開示請求すれば価額まで公開になるのである。贈与等報告書は、全て、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるのである。したがって、原処分における非開示部分は全て開示すべきである。

- (ノ) 情報公開は原則公開であり、例外的に非公開とする主張立証責任は処分庁側にあるから、当該贈与等が、名古屋大学倫理規程13条の規定によって贈与等報告書を提出しなければならない2つの場合のいずれであるかを判断する順番としては、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたときと、事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたときとのいずれかを判断するにあたって、まずは「事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき」と判断できるものを「事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき」と判断できると選定したうえでその残余を「事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき」と判断するのではなく、まずは「事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき」と判断できるもの

を「事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき」であると選定した上でその残余を「事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき」と判断すべきである。

金銭による贈与等の価額は、処分庁が報告者の職務として分任された事項にあたる贈与等のみ不開示としていると主張しているが、実際には金銭による贈与等の価額は全てが非開示であった。

(3) 意見書2

ア 独立行政法人医薬基盤研究所は、本件の原処分と同一の法に依拠して、既に異議申立人が貴審査会に提出した文書を異議申立人に開示したのである。独立行政法人国立がん研究センターも独立行政法人国立病院機構も国立大学法人群馬大学も国立大学法人新潟大学等も法に依拠して、既に異議申立人が貴審査会に提出した文書を異議申立人に開示した。法では、開示請求者を何人もと規定している。

イ さらに、外務省は、法と同様の規定がある行政機関の保有する情報の公開に関する法律に依拠して、既に異議申立人が貴審査会に提出した文書を異議申立人に開示したのである。上記より他の、先日の意見書の添付文書についても、先日の意見書やこの意見書の以下に示すとおり同様である。行政機関の保有する情報の公開に関する法律でも、開示請求権を何人もと規定している。なお、本件の処分庁も、理由説明書において、その外務省の職員の贈与等報告書の一部不開示決定処分に対する貴審査会による答申書を援用している。

ウ 福島県情報公開条例も、静岡県情報公開条例も、群馬県情報公開条例も、大阪府情報公開条例も、新潟県情報公開条例も、千葉市情報公開条例も、十和田市情報公開条例も、市川市公文書公開条例も、足立区情報公開条例も、特定法人情報公開規程も、開示請求権を何人もと規定している。

埼玉県情報公開条例は、開示請求権を、広義の埼玉県民の他、行政文書を開示する理由を明示することができるものと規定している。すなわち、開示理由を請求書に明記すれば誰でも開示請求権があるのである。

東京都情報公開条例は、開示請求権を、広義の東京都民の他、行政文書を開示する理由を明示することができるものと規定している。すなわち、開示理由を請求書に明記すれば誰でも開示請求権があるのである。

千葉県情報公開条例は、開示請求権を、広義の千葉県民の他、行政文書を開示する理由を明示することができるものと規定している。

すなわち、開示理由を請求書に明記すれば誰でも開示請求権があるのである。

(中略)

エ ゆえに、これらの法令によって公になった情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるから、本件の不開示部分は全て公開すべきである。

(4) 意見書3

とくに、最初に提出した意見書における(添付資料104ないし添付資料119)に対して、資料を追加する。

岡山県行政情報公開条例も、開示請求権を何人もと規定している。

(5) 意見書4

現在、農相に引き続き、環境相の献金問題が騒がれている。

「補助金の交付決定通知から1年以内の政治献金を禁じる、政治資金規正法に違反する可能性がある。」と言われているが、この法律は抜け穴ばかりである。

(中略)

こうした確固とした事実があるのであるから、暑中見舞いやお歳暮といった贈与等も当然に開示して民主主義国家における国民主権の実現を果たすべきである。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象法人文書について

処分庁は、「贈与等報告書全て」について、本件対象文書に該当するかどうかを検討し、平成22年度第1四半期から平成26年度第2四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書を対象文書として特定した。

贈与等報告書は、名古屋大学倫理規程13条の規定により、名古屋大学の役員及び管理職の地位にある職員が、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規程に定める報酬の支払を受けたときに、当該役職員から名古屋大学の倫理監督者である総長に提出することが義務付けられているものである。

2 法人文書開示決定通知書の訂正について

処分庁は当初、法人文書開示決定通知書(平成26年10月31日付名大総第183号)において、「本学及び本学以外の法人、企業等及び行政機関の連絡先のうち、対外的に公表されていない特定部署への直通電話や直通FAXについては、公開されることで、本来想定されていない形での問い合わせや連絡等に利用されるおそれがあり、本学及び当該法人等の事務・事業の遂行に支障を及ぼすと考えられることから、不開示とした。

(法5条2号ただし書イ及び4号柱書き)」との不開示理由を記載した。しかし、対象文書に記載されている電話番号及びFAX番号については、その全てが何らかの形で公にされているものであり、当該不開示理由に該当する不開示部分が存在しないため、法人文書開示決定通知書について、当該不開示理由を削除した上で、差し替えとして開示実施文書に同封し、開示請求者に送付したものである。

3 対象文書の特定の是非について

(1) 贈与等報告書の保存期間について

名古屋大学倫理規程15条に定めたとおり、名古屋大学における保存期間を5年としている。したがって、保存期間内にあたる平成21年度以降に係る贈与等報告書について対象文書として特定すべきところ、平成21年度分については贈与等報告書の提出がなかったことから、処分庁として対象文書を保有していない。したがって、平成22年度以降に係る贈与等報告書を対象文書として特定したものである。

なお、贈与等報告書の提出は四半期ごとに行うこととなっており、名古屋大学倫理規程13条により、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に倫理監督者に提出するものとしている。平成26年度第2四半期(平成26年7月から9月)に行われた贈与等に係る贈与等報告書については、平成26年10月14日が提出の締切となるため、開示請求時点では処分庁保有の法人文書として存在していなかったものが含まれているが、倫理規程により当然に取得することが予定されていた文書であるため、同四半期に係る贈与等報告書についても、提出があったもの全てを対象文書として特定した。

(2) 平成20年度以前に行われた贈与等に係る贈与等報告書について

先に述べたとおり、名古屋大学における贈与等報告書の保存期間は5年間であるため、平成20年度以前の贈与等報告書については、既に保存期間を満了しており、当該期間の満了時に廃棄処分としている。これに対し、異議申立人は、「保存期間を超過していても廃棄されていないものは存在するはずである。」という旨主張しているため、異議申立てを受けて、念のため担当課である総務部職員課の事務室内のキャビネット、本部事務局内の各書庫、事務担当者のPC内等、贈与等報告書が存在する可能性のある場所をくまなく探索したが、平成20年度以前の贈与等報告書は発見されなかった。このことから、平成20年度以前の贈与等報告書は、名古屋大学において適正に廃棄されたものと考えられるため、異議申立人の主張には理由がない。平成20年度以前の贈与等報告書は保有しておらず、対象文書として特定しなかったことは妥当である。

(3) 平成21年度に行われた贈与等に係る贈与等報告書について

平成21年度の贈与等報告書については、法人文書の保存期限内に当たるが、当該年度に係る贈与等報告書の提出が1件もなかったため、処分庁としては保有しておらず、対象文書として特定していない。異議申立人は当該年度の贈与等報告書について、「当該年度における贈与等が全くないとは考えられないため、存在するはずである。」と主張している。しかし、本件対象文書を特定する際に、特に念入りに職員課の事務室内のキャビネット、本部事務局内の各書庫、事務担当者のPC内等、贈与等報告書が存在する可能性のある場所をくまなく探索したが、当該年度における贈与等報告書は発見できなかったため、平成21年度当時の担当掛長及び事務担当者にも確認したところ、当該年度に贈与等報告書が提出された事実は認められなかった。そのため、当該年度における贈与等報告書については、提出がなかったと判断し、対象文書として特定しなかったものである。

さらに、異議申立人は、「贈与等があっても、仮に贈与等報告書が単に作成されていないだけであれば作成したうえで開示すべきである。」と主張している。しかし、万が一当該年度における贈与等の報告漏れがあったと仮定しても、法による法人文書の開示にあたっては、開示請求があった時点で現に保有する文書についてのみ特定し、開示する制度であるから、開示請求を受けて新たに対象文書を作成することまでを義務付けていると解することはできず、異議申立人の主張は失当である。したがって、平成21年度に係る贈与等報告書は保有しておらず、対象文書として特定しなかったことは妥当である。

- (4) 上記(2)及び(3)から、平成22年度第1四半期から平成26年度第2四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書のみを対象文書として特定した原処分は妥当であり、維持するべきだと考える。

4 不開示とする理由について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書である贈与等報告書には、贈与等を受けた名古屋大学役職員（以下「報告者」という。）の氏名、所属、職名及び印影の記載が認められ、特定個人を識別できる情報にあたることから、対象文書は全体として、法5条1号にいう個人情報に該当する。また、対象文書は報告者に対して贈与を行った者や、会合において報告者と同席した者等（以下「第三者」という。）の氏名、所属及び職名の記載が認められ、当該第三者の個人情報にも該当する。

処分庁は、報告者の職務として分任された事項にあたる贈与等（以下「職務分任贈与等」という。）については、法5条1号ただし書ハに該当するとして、報告者の氏名、所属及び職名については開示しており、第三者が同号ただし書ハにいう「公務員等」にあたる場合についても、

報告者と同様の部分を開示している。一方、その他の処分庁が不開示とした部分について、開示請求者は、個人情報に該当しないか、又は該当するとしても同号ただし書イないしハに該当すると主張していることから、処分庁が不開示とした部分の個人情報該当性及び同条ただし書該当性を検討する。

ア 報告者の印影について

当該印影については、報告者の氏名を図案化したものであり、特定個人を識別できる情報に該当する。また、職務分任贈与等においては、報告者の氏名を既に開示しているところではあるが、認証機能を有している当該印影が公になることで、偽造され、悪用されるおそれがあるため、法5条1号柱書きの「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、報告者の氏名が開示されていてもなお、不開示とすべき情報にあたる。異議申立人は「公になるというだけでは直ちに偽造・悪用され、当該報告者の権利利益を侵害するなどという具体的なおそれはない」と主張しているが、認証機能を有した印影が公になることにより、有印文書が偽造され、個人の私的な財産上の権利が侵害されることは、一般的に想定されることであり、また本件対象文書においては、報告者が名古屋大学の意思決定の中枢に参画する役員及び管理職員であることからして、なおさらそのおそれは大きいといえる。

イ 贈与等を金銭により受けた場合の価額について

当該部分については、職務分任贈与等におけるもののみ不開示としている。当該部分は、報告者の職務遂行に係わらない情報であることから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同条1号のいう個人情報にあたるため、不開示とした。

なお、当該価額は報告者及び贈与等を行った者のみが知っている情報であって、慣行として公にされている情報ではないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、当該価額を公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。

ウ 職務として分任された範囲とは認められない贈与等に係る贈与等報告書について

異議申立人は、「そもそも贈与等報告書は職務に由来して贈与等を得た際に提出することになっている書類であって、全て職務に由来すると考えるべきであり、個人に関する情報とは認められない。」と主張している。しかし、名古屋大学倫理規程13条において、贈与等報告書を提出するのは、名古屋大学の役員及び管理職の地位にある職員が、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供

与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規程に定める報酬の支払を受けたときとされている、このため、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたときについては、当該贈与等が職務に関連していたかどうかを問わず、一定価額以上のものについて贈与等報告書を提出することとなっている。したがって、本件対象文書には、報告者が私的な関係に基づき、中元を得た場合や、観劇のチケットを得た場合等、その職務内容に含まれない贈与等に係る贈与等報告書も含まれており、異議申立人の主張は前提において誤解があるため、失当である。

なお、貴審査会による平成21年4月9日付け平成21年度（行情）答申第3号によれば、コンサート、演劇、スポーツの試合等に係る招待券の贈与について、「これらの招待券は、外務省職員である報告者に贈与されたものであり、当該贈与は職務と一定の関係を有するものと認められるが、招待券等の贈与を受けることは、当該職員に分任された職務の遂行に当たるとは認められない」として、仮に招待券等の贈与等に係る関係の基礎が、公務員等の職務と関係するものであったとしても、これらの贈与等の事実及び内容については、分任された職務の遂行に係る情報にはあたらず、法5条1号ただし書ハに該当しないとの判断が示されている。また、当該贈与の事実及び内容は、慣行として公にされていると認められないことから、同号ただし書イにも該当せず、当該価額を公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。そのため、職務として分任されていない事項に係る贈与等報告書において、不開示とした報告者の氏名及び職名は、特定個人を識別できる情報であって、同条1号のいう個人情報に当たる。

エ 上記アないしウより、異議申立人の主張にかかわらず、処分庁が不開示とした部分は全体として、法5条1号ただし書イないしハに該当しないため、同号の個人情報に該当するとして、不開示とした原処分を維持することが妥当と考える。

（2）法5条2号及び4号該当性について

訂正前の法人文書開示決定通知書において法5条2号及び4号に該当するとして不開示とした部分については、上記2で述べたとおり、対象文書中には存在せず、対象文書中の電話番号およびFAX番号については全て開示している。開示決定通知書の訂正を行った後、異議申立人に電話で確認したところ、当該部分が全て開示されているのであれば、この部分に係る不開示情報該当性については特に争わないとのことであっ

た。諮問庁としても、当該部分については特に争わないものとする。

5 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、対象文書のさらなる特定を求めるとともに、原処分である一部不開示決定を取り消し、本件対象文書の全部開示することを求めている。

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、概ね次のとおりである。なお、本件異議申立書は、法人文書開示決定通知書に対する法人文書開示実施申出書に同封されて送付されたものであるため、異議申立書が作成された時点において、異議申立人は、開示を実施した本件対象文書及び訂正後の法人文書開示決定通知書を確認していない。

(2) 対象文書の特定について

ア 平成20年度以前に行われた贈与等に係る贈与等報告書については、法人文書の保存期間が超過していたとしても、廃棄されていないものは存在するはずである。

イ 平成21年度に行われた贈与等に係る贈与等報告書については、贈与等が全くなかったとは考えられないため、存在するはずである。仮に贈与等があったにもかかわらず贈与等報告書が作成されていないのであれば、当該贈与等に係る報告書を作成して開示すべきである。

(3) 不開示情報該当性について

ア 報告者の印影については、公になることで直ちに偽造・悪用され、当該報告者の権利を侵害する具体的なおそれがあるとまでは言えないことから、法5条1号の個人情報にあらず、開示すべきである。

イ 報告者が受けた金銭による贈与等の価額については、個人に関する情報に該当せず、たとえ該当したとしても法5条1号ただし書イないしハに該当し、不開示情報にあたらぬ。

ウ 職務分任贈与等に係る対象文書は、法5条1号の個人情報に該当する部分を含んでおらず、たとえ含んでいたとしても、同号ただし書イないしハ全てに該当するため、不開示情報には当たらない。

エ 報告者が名古屋大学職員としての職務外において受けた贈与等に係る対象文書とされる文書については、そもそも贈与等報告書は、職務に由来して贈与等を得た際に提出することとなっている書類であって、本件対象文書は全て職務に由来すると考えるべきであり、個人に関する情報とは認められず、たとえ個人に関する情報であったとしても、法5条1号ただし書イないしハの全てに該当し、不開示情報には当たらない。

また、同一の報告者によって同時に提出された複数件の贈与等報告書において、氏名、所属等が最初の1枚目のみに記載されている場

合で、職務分任贈与等とそうではない贈与等を分離して開示できないことにより、職務分任贈与等に係る対象文書であっても、報告者の氏名、所属及び職名を不開示としているとされる文書については、上述のとおり、その全てが職務性に由来して獲得した贈与等であり、個人に関する情報に該当せず、また、たとえ該当したとしても、法5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当するため、不開示情報に当たらない。したがって、当該態様の文書についても、不開示部分を全て開示すべきである。

(4) 上記(3)のAないしEより、不開示部分は全てを開示すべきである。

以上が、異議申立書における異議申立人の主張である。なお、処分庁が、訂正前の開示決定通知書において、法5条2号及び4号により不開示にするとしていた部分に対する異議も記載されているが、通知書の訂正後に異議申立人に電話で確認したところ、当該部分について全て開示されているのであれば、当該部分の不開示情報該当性については特に争わないとのことであった。

6 本件不開示決定について

異議申立人の申立には理由がなく、原処分維持を求めて諮問する。

7 異議申立てまでの経緯

(1) 平成26年9月3日

請求者から、郵送にて平成26年8月31日付で「贈与等報告書全て」について、開示請求があった。

(2) 平成26年9月17日

本件開示請求について、法10条2項の規定に基づき開示決定期限の延長を行い、請求者へ通知書(名大総第158号)を郵送した。

(3) 平成26年10月31日

本件請求事項である贈与等報告書のうち、平成22年第1四半期から平成26年第2四半期に係るものについて一部開示決定を行い、請求者へ通知書(名大総第183号)を郵送した。

(4) 平成26年11月14日

請求者から、郵送にて平成26年11月12日付で異議申立書の送付があり、同月13日付で開示実施申出書の送付があった。

(5) 平成26年11月18日

法人文書開示決定通知書の訂正を行い、訂正した通知書及び当該通知書に基づく開示文書を、郵送にて請求者へ送付した。

(6) 平成26年12月4日

法人文書開示決定通知書の訂正により削除した不開示理由について、特に争わない旨、電話にて異議申立人に確認した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成27年1月19日 審議
- ④ 同年2月12日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 同月16日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑥ 同日 異議申立人から意見書3及び資料を收受
- ⑦ 同年3月3日 異議申立人から意見書4及び資料を收受
- ⑧ 同年4月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑨ 平成29年3月13日 審議
- ⑩ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、贈与等報告書全て（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、平成22年度第1四半期ないし平成26年度第2四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書（本件対象文書）を特定した。

処分庁は、当初、本件対象文書の一部を法5条1号、2号ただし書イ及び4号柱書きに該当するとして不開示とする決定（以下「当初決定」という。）を行ったが、その後、当初決定を訂正し、本件対象文書の一部を同条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、また、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、贈与等報告書の性格等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 贈与等報告書は、上記第3の1において説明したとおり、名古屋大学倫理規程13条において、名古屋大学の役職員（役員及び管理職の地位にある職員）が事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下、併せて「供応接待等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規程に定める報酬の支払（以下「人的役務報酬」という。）を受けたときに倫理監督者である総長に提出しなければならないと規定されており、役職員から倫理監督者へ提出

を義務付けているもの（価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）である。

イ 贈与等報告書の保存期限は、上記第3の3（1）において説明したとおり、名古屋大学倫理規程15条1項において5年と規定されているため、開示請求時点で5年を経過している平成20年度第4四半期以前に行われた贈与等に係る贈与等報告書は、既に廃棄済みである。

ウ 平成21年度第1四半期ないし第4四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書については、当該事務を担当していた当時の職員に確認したものの提出の事実は確認できなかった。さらに、贈与等報告書の保存を行っている総務部内の書庫等を探索したものの当該贈与等報告書を発見することはできず、上記（ア）において説明したとおり、贈与等報告書は、供給接待等又は人的役務報酬を受けたときに役職員から倫理監督者へ提出を義務付けているものであることを踏まえれば、当時、提出がなかったものとする。

諮問後、念のため、総務部内の書庫・ロッカー等を再度探索したが、平成21年度第1四半期ないし第4四半期の間に行われた贈与等に係る贈与等報告書の存在は確認できなかった。

エ 以上のことから、名古屋大学では、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、原処分における文書の特定は妥当であるとする。

（2）本件請求文書の対象として特定すべき文書は、本件対象文書の外に保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は、これを覆すに足る事情も認められないことから、これを是認せざるを得ない。

したがって、名古屋大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、（i）供給接待等を受けたことによる贈与等報告書のうち報告者の職務に関係のない私的な関係に基づくもの（以下「報告書A」という。）、（ii）供給接待等を受けたことによる贈与等報告書のうち報告書A以外の事業者等からの贈与等によるもの（以下「報告書B」という。）、（iii）人的役務報酬を受けたことによる贈与等報告書（以下「報告書C」という。）及び（iv）報告書A及び報告書Bが混在している贈与等報告書（以下「報告書D」という。）によって構成されている。

イ 原処分においては、本件対象文書のうち別紙に掲げる不開示部分①ないし不開示部分⑦を法5条1号に該当するとして不開示とした。

なお、不開示部分①ないし不開示部分⑦は、名古屋大学において公にした事実や公にする予定はないことから、いずれも法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

ウ 不開示部分①について

当該部分に記載されている情報は、報告者である役職員の印影である。印影は、役職員としての職務の遂行に係る内容（情報）ではないため、報告者である特定の個人の法5条1号の不開示情報に該当する。

エ 不開示部分②及び不開示部分③について

不開示部分②に記載されている情報は、供応接待等した特定の個人の私邸の名称及び住所であり、特定の個人の法5条1号の不開示情報に該当し、また、不開示部分③に記載されている情報は、供応接待等した第三者である特定の個人の氏名及び職名であり、同号の不開示情報に該当する。

なお、不開示部分③は、氏名及び職名の公表慣行がない企業・法人等の職員等に係る情報であるが、諮問後、不開示部分③に氏名及び職名の公表慣行のある者が含まれていないか改めて確認を行ったが、そのような者はいなかった。

オ 不開示部分④及び不開示部分⑤について

(ア) 人的役務報酬は、名古屋大学倫理規程14条1項において「利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬」「利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬」のいずれかに該当する報酬と規定されている。

(イ) 人的役務報酬を受けたとして提出のあった報告書Cに記載されている講演、原稿執筆及びテレビ出演等（以下、併せて「講演等」という。）は、名古屋大学倫理規程14条1項に該当する講演等であり、これらは、役職員が自らの職務で得た知識等を職名や氏名を明示した上で、名古屋大学役員及び職員の兼業・兼職に関する規程の範囲内において、原則として勤務時間外に行っているものである。

(ウ) 講演等は、役職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であることから、職務分任贈与等に関連すると考えていたところであるが、上記の説明を踏まえれば、職務として分任された範囲とは認められない贈与等（以下「職務外贈与等」という。）に該

当するものである。

(エ) 当該部分には、報告者の講演等による価額及び講演等に関わりのある第三者である特定の個人の氏名及び職名といった、講演等を行った報告者に関する情報が記載されている。

したがって、人的役務報酬を受けたときに役職員が提出した報告書Cは、職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）ものであり、当該部分は、報告者である特定の個人の法5条1号の不開示情報に該当する。

カ 不開示部分⑥について

当該部分には、報告者の氏名及び職名といった、供応接待等を受けた報告者に関する情報及び供応接待等をした企業・法人等の職員等、供応接待等に同席した名古屋大学役職員及び企業・法人等の職員等の氏名及び職名に関する情報が記載されている。

報告書Aは、職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）ものであり、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当する。

キ 不開示部分⑦について

報告書Dは、同一の報告者が複数件の贈与等をまとめて提出したものであり、職務分任贈与等及び職務外贈与等が混在している。

当該部分には、報告者の氏名及び職名が記載されていることから、これを公にすると、報告書Dを提出した報告者の職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）情報が明らかになる。

したがって、不開示部分⑦は、報告者である特定個人の法5条1号の不開示情報に該当する。

(2) 以下、検討する。

ア 不開示部分①について

当審査会において当該部分を見分したところ、上記(1)ウにおいて諮問庁が説明するとおり、不開示部分①は、報告者である役職員の印影であり、報告者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

報告者である役職員の印影は、役職員の職務遂行の内容に係る部分とは認められないことから法5条1号ただし書ハに該当しない。また、報告書B及び報告書Cの報告者の氏名は原処分で既に開示されているが、役職員の印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであるから、報告書B及び報告書Cの報告者の印影は、氏名を開示し

ていない報告書A及び報告書Dの報告者の印影と同様に開示する慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロに該当すると認めるべき事情も見当たらず、また、不開示部分①は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、不開示部分①は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 不開示部分②及び不開示部分③について

当審査会において当該部分を見分したところ、上記(1)エにおいて諮問庁が説明するとおり、不開示部分②は、供応接待等をした特定の個人の私邸の名称及び住所であり、不開示部分③は、供応接待等をした第三者である特定の個人の氏名及び職名であり、いずれも一体として、供応接待等をした特定の個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該部分に記載されている情報を公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、不開示部分②及び不開示部分③は、各々、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分②及び不開示部分③は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 不開示部分④及び不開示部分⑤について

(ア) 不開示部分④について

当審査会において当該部分を見分したところ、上記(1)オにおいて諮問庁が説明するとおり、不開示部分④は、報告者の講演等に係る価額であり、原処分で既に開示されている報告者の氏名と一体として報告者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、報告書Cは、勤務時間外に行った行為に対する職務外贈与等に該当する(役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。)と認められることから、不開示部分④は、役職員の職務遂行の内容に係る部分とは認められず、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、原処分において報告者の氏名は既に開示されていることから、部分開示の余地は

ない。

したがって、不開示部分④は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 不開示部分⑤について

不開示部分⑤は講演等に関わりのある第三者である特定の個人の氏名及び職名であり、当該第三者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、報告書Cは、勤務時間外に行った行為に対する職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）と認められることから、不開示部分⑤に対する開示・不開示の判断を上記イの不開示部分③に対する判断と異ならせる理由はなく、不開示部分⑤は、上記イの不開示部分③と同様の理由により、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 不開示部分⑥について

当審査会において当該部分を見分したところ、報告者の氏名及び職名といった、供給接待等を受けた報告者に関する情報及び供給接待等をした企業・法人等の職員等、供給接待等に同席した名古屋大学役職員及び企業・法人等の職員等の氏名及び職名であると認められ、各々、一体として、それぞれの者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

報告書Aは、職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）と認められることから、不開示部分⑥のうち報告者及び供給接待等に同席した名古屋大学役職員に係る部分は、職務遂行の内容に係る部分とは認められず、供給接待等をした企業・法人等の職員等及び供給接待等に同席した企業・法人等の職員等に係る部分と同様に法5条1号ただし書ハに該当しない。また、いずれも同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分は、一体として個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分⑥は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 不開示部分⑦について

当審査会において当該部分を見分したところ、不開示部分⑦は、報告者の氏名及び職名であり、報告者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することがで

きるものに該当すると認められる。

当審査会において、報告書Dを確認したところ、上記（1）キにおいて諮問庁が説明するとおり、同一の報告者が複数件の贈与等をまとめて提出した、職務分任贈与等及び職務外贈与等の混在であると認められ、当該部分を公にすると、報告書Dを提出した報告者の職務外贈与等に該当する（役職員としての職務の遂行に係る情報ではない。）情報が明らかになるとする諮問庁の説明は、首肯せざるを得ない。

したがって、不開示部分⑦は、上記エと同様の理由により、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、名古屋大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙（原処分において不開示とされた部分）

- 不開示部分① 報告書 A ないし報告書 D の報告者の印影
- 不開示部分② 報告書 B の特定個人の私邸の名称及び住所
- 不開示部分③ 報告書 B の第三者の氏名及び職名（企業・法人等を代表して
贈与や行事への出席を行っている者の氏名及び職名を除く。）
- 不開示部分④ 報告書 C の（贈与等が金銭による場合の）価額
- 不開示部分⑤ 報告書 C の第三者の氏名及び職名（企業・法人等を代表して
贈与や行事への出席を行っている者の氏名及び職名を除く。）
- 不開示部分⑥ 報告書 A の報告者及び報告者以外の者の氏名及び職名の一部
（独任の職であるなど，職名のみで特定個人が識別できるもの。）
- 不開示部分⑦ 報告書 D の報告者の氏名及び職名